

第5章

プラン21の推進の仕組み

1 関係者の連携による一体的推進

- 健康づくりは、都民の主体的な取組と、東京都、区市町村、医療保険者、事業者、保健医療関係団体、自主グループ等の関係者の社会的支援により推進されます。

(1) 医療構造改革に伴う関係者の新たな役割

- これまで地域住民の健康づくりは、老人保健法に基づく健診等事業を実施する区市町村が主体となって推進してきましたが、医療構造改革により、新たに医療保険者に特定健診・特定保健指導の実施が義務付けられるなど、健康づくりに携わる関係者の役割が大きく変更されることとなりました。
- また、健康づくりの手法も、健診・保健指導等を中心とするハイリスクアプローチに加えて、健康づくりや疾病予防に関する普及啓発や環境整備により個人の主体的な取組を促していこうとするポピュレーションアプローチの重要性が改めて認識され、この2つの手法を適切に組み合わせて健康づくりを効果的に推進していくことが求められています。
- 特に、「糖尿病・メタボリックシンドロームの予防」については、地域と職域、行政と民間における多様な関係者がそれぞれの役割を明確にしながら相互に連携し、予防重視の生活習慣病対策に取り組んでいく必要があります。

【都 民】

健康づくりは個人の自覚と実践が基本であり、そのためには、自らの健康状態と課題を把握するとともに、都民自身がQOLの向上を目指し、糖尿病やメタボリックシンドロームにならないよう、健康的な生活習慣を身に付けていくことが大切です。

そのため、運動習慣を身に付け、またバランスの良い食生活を心がけるなど、健康的な生活習慣の継続により肥満予防に取り組むとともに、定期的な健診受診により健康状態を把握し、必要な生活習慣の改善などに取り組んでいきます。

【医療保険者】

医療保険者は、加入者の生活習慣病の予防を図るため、特定健診・特定保健指導を実施します。国民皆保険制度の下、生活習慣病対策に大きな役割が期待されています。

そのため、健診や保健指導の実施率の向上を目指し、事業者等と連携し、普及啓発や受診しやすい環境づくりなどに取り組むことが求められます。また、健診・保健指導の質の向上に取り組むことにより、より効果的な都民の健康づくりを推進していくことが大切です。

さらに、各医療保険法や健康増進法に基づき、加入者の健康づくりを推進するために、保健事業の積極的な取組が期待されます。

【事業者】

事業者は、労働安全衛生法に基づき、職場における労働者の安全と健康の確保に取り組むことが求められています。職域は、労働者が主に青年期から壮年期にかけて過ごす場であり、事業者の労働者に対する健康の確保に関する取組が重要となります。

事業者は、労働者に対し健康診断を実施します。そして、健康診断の結果、必要に応じ保健指導等を行うほか、健康相談、健康教育等の実施に努めます。また、職場での健康に関する環境づくりを進めていきます。

健診等の実施に当たっては、労働者が加入する医療保険者と連携するとともに、医療保険者が実施する特定保健指導等に協力し、一体となって労働者やその家族の健康づくりを推進します。

【保健医療関係団体、健診・保健指導機関】

医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、栄養士会等の保健医療関係団体は、その専門性を生かして、都民の健康課題に対して専門的な働きかけや技術・情報の提供が可能です。

また、医療機関や健診機関、保健指導実施機関は、保険者や事業者、区市町村等から委託を受け健診等を実施するため、糖尿病・メタボリックシンドロームの予防に関し、効果的な取組が期待されます。

常に、新しい知見を踏まえ、知識向上に努めるとともに、生活習慣病の一次予防について都民の健康づくりを支援していきます。

【区市町村（保健衛生部門）】

区市町村は、都民に一番身近な自治体であるため、地域住民の健康課題を十分に把握し、健康増進計画を策定し、その計画に基づき健康課題の改善に取り組むことが求められます。また、健康増進法に基づき地域住民に対し、がん検診や歯周疾患検診、健康相談、健康教育等の健康増進事業を積極的に実施するほか、特定健康診査等を実施する国民健康保険部署や、介護予防事業を実施する部署等と連携し、住民の健康づくりを推進します。

さらに、地域のポピュレーションアプローチの推進役として、健康づくりに関する普及啓発や地域の環境づくりを行います。また、地域の自主グループ等を育成するなど、糖尿病・メタボリックシンドロームの予防・改善の取組を、学校、職域、企業、医療保険者、保健医療関係団体等と連携し、実施していきます。

【東京都】

都は、新後期5か年戦略を策定し普及啓発するとともに、その実現に向けて、区市町村、医療保険者、保健医療関係団体等と連携協力して、都民の健康づくりを総合的に推進していきます。

都民の糖尿病・メタボリックシンドローム対策は各関係者の役割分担の下、総合的・一体的に推進されることにより、都民一人ひとりの健康が維持・向上されるため、各

○ プラン21の推進の仕組み

関係者が取り組めるよう支援・調整していきます。

また、普及啓発や環境づくり、共通的なツールの開発等により、健康的な生活習慣の定着を推進するとともに、健診・保健指導に携わる人材の育成、科学的根拠に基づく都民の健康状況の分析・把握及びその結果を地域に提供することで、地域や関係者等の健康づくりの取組を推進していきます。

(2) 関係者の連携

- プラン21の推進に当たっては、地域保健や職域保健、学校保健が連携して健康づくりに取り組むことが重要です。
- 関係者の連携により、地域保健の情報だけでなく、職域保健等の情報も併せて、都民の全体的な健康課題が明らかになります。特に、平成20年度からは、医療保険者が特定健診・特定保健指導の実施を担うため、区市町村にとっては、住民全体の健康課題の把握が以前より難しくなります。医療保険者にとっては、保健指導により健康的な生活習慣を身に付けた人などに対し、地域と連携し、健康的な生活習慣を継続させるための情報提供や保健指導等が必要です。そのため、より一層、地域保健と職域保健等の連携が重要になります。
- 地域保健と職域保健が、都民の健康課題について共通認識を持つとともに、健康づくりに関して、情報や資源を共有することで、都民の健康づくりを効果的に推進することができます。
- そのため、都においては、地域と職域の関係者から構成する、「東京都健康推進プラン21 評価推進戦略会議」を設置し、一層の連携を図っていきます。
また、各区及び二次保健医療圏（多摩地域）ごとに、地域単位での関係者の連携を推進するため、「地域戦略会議」の設置を進めていきます。

(3) 健康づくり運動の社会的支援

- 都民が健康的な生活習慣を身に付け、継続していくためには、医療保険者による特定保健指導の実施だけではなく、多様な媒体を活用した普及啓発や気軽に健康づくりに取り組める環境づくりが必要です。
- 地域においては、家庭や地域の自主グループ等によって、個人が気軽に健康づくりに取り組める機会の提供がなされるなど、社会的支援による環境づくりが図られることが必要です。そのため、区市町村等において、積極的な支援を行っていきます。
- 都においては、広域的な支援を行うための仕組みとして、民間企業の団体や区市

町村、NPO法人が参加して健康づくりを支援する仕組みとして、「東京都健康づくり応援団」^(注1)を設立しています。参加団体の拡充を図り、都と民間団体等が一体となって、都民の健康づくりを推進していきます。

2 計画の進行管理

- プラン21の推進に当たっては、目標の達成状況や関係者の取組状況を把握し、広く情報提供を行うとともに、目標の達成状況を評価していく必要があります。評価によって得られた結果を踏まえ、目標及び指標の見直しや、推進方策の検討につなげていくことが重要です。また、特定健診・特定保健指導等の実施結果を分析し、都民の健康課題を明確にし、推進方策につなげていくため、その分析手法等の検討も行っていく必要があります。
- 目標の達成状況の評価や、推進方策の検討等を行うに当たっては、健康づくりに取り組む職域や学校、企業などの関係者の意見を反映し、より実効性のある推進方策を打ち出していくことが必要です。また、各健康づくり関係者が相互理解を深め、問題意識や情報を共有できる仕組みが必要です。
- そのため、「東京都健康推進プラン21評価推進戦略会議」は、地域・職域連携と目標指標の評価や推進方策の検討等の機能を併せ持ち、都民の健康づくりの推進を図っていきます。

(注1)：平成17年に、健康づくりに主体的に取り組む個人を社会全体で支援する仕組みとして発足。プラン21の趣旨に賛同する自主的な健康づくり活動を行う民間企業の団体や特定非営利活動法人(NPO法人)などによって構成される。

東京都健康推進プラン21 評価推進戦略会議

進行管理・課題分析

- 平成18年度に、「東京都健康推進プラン21 評価推進戦略会議」（以下、「戦略会議」という。）を設置し、プラン21及び後期5か年戦略の進行管理や関係者の連携方策等の検討、また、新後期5か年戦略の策定について、検討を行ってきました。
- 新後期5か年戦略の指標評価や進行管理については、引き続き戦略会議において、各関係者の意見を反映し進めていきます。

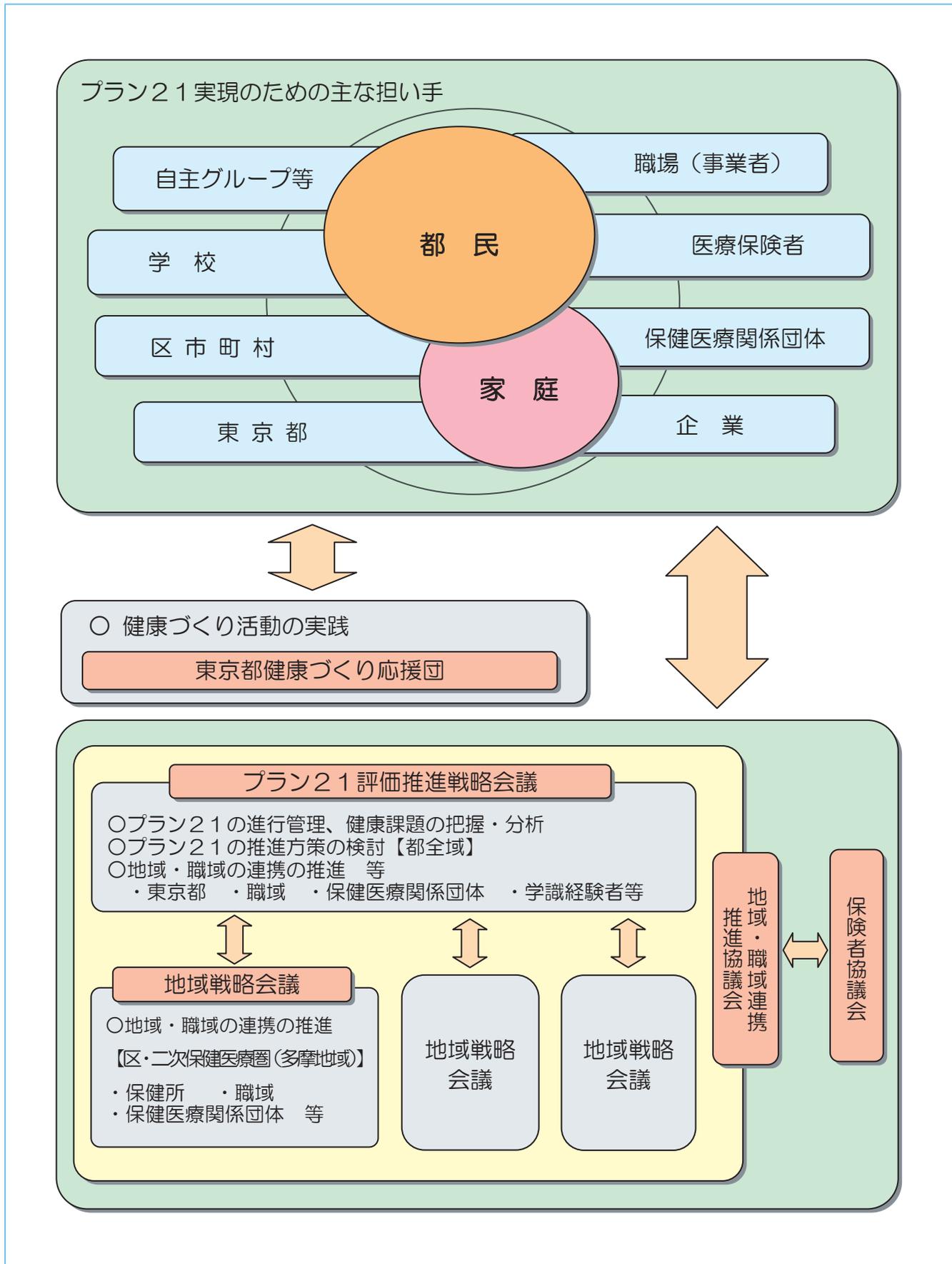
地域・職域の連携

- 戦略会議は「地域・職域連携推進協議会」の機能を併せ持ち、地域保健と職域保健の関係者が連携して、都民の健康づくりを推進するため、関係者の情報共有や連携方策等を検討していきます。特に、新後期5か年戦略の推進に当たっては、働き盛り世代への取組が重要なポイントであるため、戦略会議を通じ、職域との連携強化を図っていきます。
- また、新後期5か年戦略を地域において推進するため、各区及び二次保健医療圏（多摩地域）における「地域戦略会議」の設置を積極的に働きかけるとともに、地域戦略会議での課題を吸い上げ、戦略会議において調整を図っていきます。

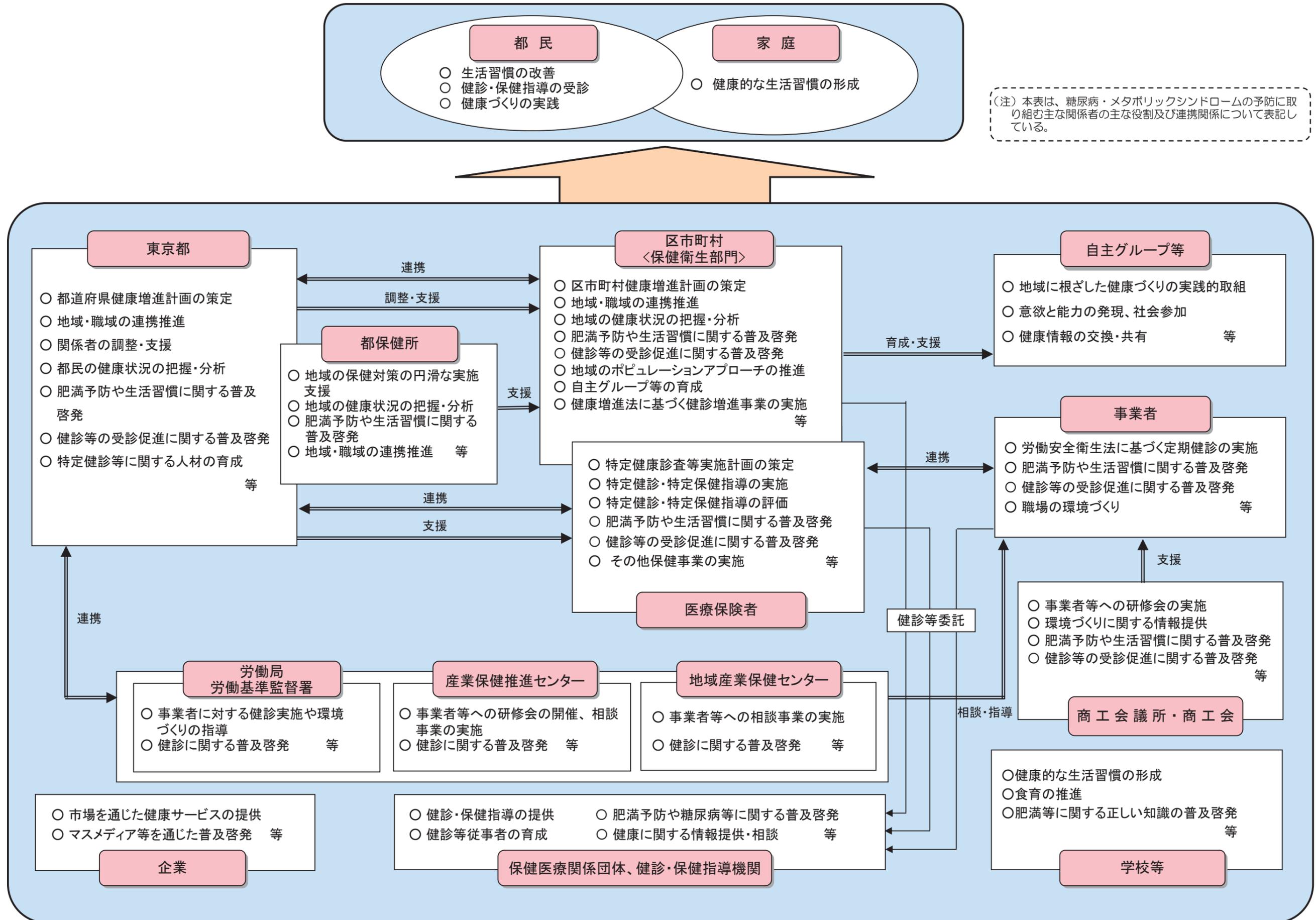
委員構成

- 委員は、都、区市町村、医療保険者、保健医療関係団体、学識経験者等、健康づくりにかかわる各関係者で構成し、広く健康づくり関係者の意見を反映していきます。

■ プラン21の推進体制



■ 医療構造改革に伴う関係者の主な役割・連携(糖尿病・メタボリックシンドロームの予防を中心に)



(注) 本表は、糖尿病・メタボリックシンドロームの予防に取り組む主な関係者の主な役割及び連携関係について表記している。